

●香川県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年12月3日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和6年12月3日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺詫間線（48号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市吉原町字三ッ子池 616番1地先から 善通寺市吉原町字三ッ子池 615番1地先まで	13.4~32.8	112	平成23年8月30日付け香川県告示第332号の一部

- 4 供用開始の期日 令和6年12月3日